

# 愛媛県議会議員選挙

## 投票できる人

### 《年齢》

平成23年4月10日現在満20歳以上の人（平成3年4月11日以前に生まれた人）

### 《住所》

平成22年12月31日までに大洲市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する人で、大洲市選挙人名簿に登録されている人

### 《県内の他市町へ転出した人》

平成23年1月1日以降に県内の他市町へ転出（1回限り）した人で、大洲市選挙人名簿に登録されている人は、大洲市で投票できます。ただし投票するには、いずれかの市町長が発行する「引き続き愛媛県内の区域内に住所を有する旨の証明書」（県内市町の住民基本台帳担当課で無料発行）が必要です。

## 選挙の日程

### 《投票日時》

平成23年4月10日（日）

午前7時～午後8時

※一部閉鎖時刻の繰り上げあり

### 《告示日》

平成23年4月1日（金）

### 《期日前投票》

選挙当日、仕事や旅行などの理由

で投票できない人は、期日前投票ができます。

### ○期間

4月2日（土）～4月9日（土）

### ○時間

午前8時30分～午後8時

### ○場所

大洲市役所2階大ホール

長浜体育館1階会議室

肱川支所3階会議室

河辺支所2階会議室

※青島にお住まいの人は、青島コミ

### 《開票》

4月10日（日）

午後9時20分～

### ○場所

大洲市役所2階大ホール

### 投票所入場券

4月1日より世帯全員の投票所入場券（圧着式ハガキ）を世帯主宛てに郵送します。記載内容を確認し、投票所（期日前投票所）へお持ちください。

なお、入場券を忘れても、大洲市選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

### 【問い合わせ先】

選挙管理委員会

☎24 21111（内線332・333）

繰り上げをする投票所	投票所		閉じる時刻
	長 浜	豊茂公民館	午後7時
戒川小学校へき地集会室			
肱 川	肱川基幹集落センター		
	正山小学校屋内運動場		
	大谷自治センター		
	岩谷自治センター		
	予子林自治センター		
河 辺	河辺老人福祉センター		
	河辺農業構造改善センター		
	河辺ふるさと生活館		
	河辺地域活性化センター		

※肱川地域については、今回の選挙より全ての投票所の閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時に変更していますので、ご注意ください。



# 校区外通学許可申請について

大洲市では、住所（区域）により就学する小・中学校を指定していますが、家庭および児童生徒の諸事情に配慮し、相当と認めるときは校区外通学の許可をしています。

必要書類などの詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】大洲市教育委員会学校教育課 ☎24-1733（直通）

理 由	期 間
住宅の新築、購入などにより転居が予定されており、転居予定地の学校に就学を申し出た場合	転居まで
住宅の新築、購入などによる資金借入先の指示あるいは賃貸住宅入居条件などによる入居前の住所移転の場合	入居まで
学期途中の転居により転校になる場合で、引き続き学期終了または当該学年終了までの就学を申し出た場合	学期終了または学年終了まで
公共事業による強制移転を受けた場合	卒業まで
保護者がすべて指定学校区域外に就労、あるいは病気療養などにより、当該児童の保護にあたるのが困難な場合（原則として、指定学校に学童保育が開設されている場合を除く。）	必要な期間
家庭の事情（両親の離婚など）により特に配慮を要する場合	相当と認められる期間
何らかの事情により住民登録の異動ができない場合	相当と認められる期間
特別支援学級へ入級することが妥当と認められる児童・生徒で、指定学校に特別支援学級がない場合	必要な期間
いじめ、不登校、学校不適應などに対応する場合	必要な期間
兄弟が校区外通学を認められている場合で、弟妹も同一学校への就学を申し出た場合	相当と認められる期間
その他教育委員会が特に必要と認めた場合	相当と認められる期間

## 土地・家屋に関する資料の閲覧について

### 土地・家屋価格など 縦覧帳簿の縦覧

平成23年度固定資産税のものとなる土地・家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」の縦覧を行います。

縦覧できる人は、市内にある土地や家屋に固定資産税が課されている人または、その代理人などです。

### 【期 間】

4月1日(金)～

5月2日(月)

※土曜・日曜日および祝日は縦覧できません。

### 【時 間】

午前8時30分～

午後5時15分

### 【場 所】

税務課および各支所総務課

### 【縦覧に必要な物】

運転免許証など（本人が確認できるもの）

なお、代理人の場合は必ず委任状をご持参ください。

### 【手数料】

無料（縦覧帳簿のコピーはできません。）

### 土地・家屋

### 課税台帳の閲覧

納税義務者や借地・借家人などの権利関係のある人は、当該固定資産の課税台帳を閲覧することができま。閲覧期間・時間・場所および手数料については、土地・家屋価格など縦覧帳簿の縦覧と同じです。

※権利関係のある人が閲覧する場合は確認できる書類（登記事項証明書・賃貸借契約書など）をご持参ください。

### 【問い合わせ先】

税務課固定資産税係

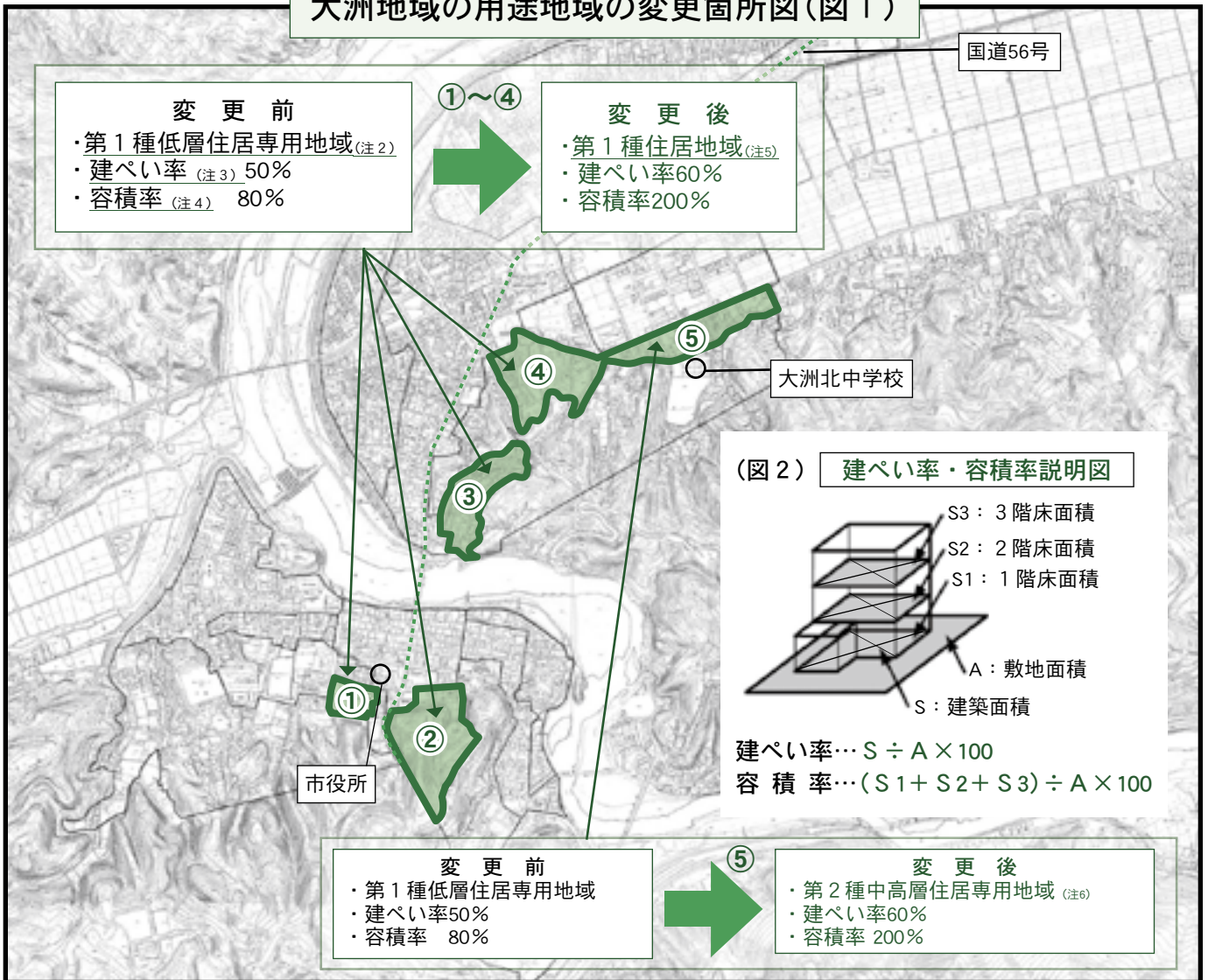
☎242111

（内線126～128）

# 大洲地域の用途地域(注1)の一部が変更になりました

大洲市が、段階的な用途地域の見直しの第一段階として、平成22年度に法的な手続きを進めてきました「大洲都市計画用途地域の変更」について、県知事の同意を受けた後、1月27日に大洲市長が変更告示を行い、大洲地域の用途地域の一部が、次のとおり変更になりましたのでお知らせします。

大洲地域の用途地域の変更箇所図(図1)



## 用語の説明

- (注1) **用途地域**…住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すため、都市計画法に基づいて指定する地域。用途地域では、建築物の用途や大きさなどが規制・誘導されます。
- (注2) **第1種低層住居専用地域**…低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅、小・中学校などが建てられます。
- (注3) **建ぺい率**…敷地面積に対する建築面積の割合。
- (注4) **容積率**…敷地面積に対する建物の延床面積の割合。
- (注5) **第1種住居地域**…住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
- (注6) **第2種中高層住居専用地域**…主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

今回の用途地域の変更について、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

- ◎用途地域全般について
- 都市整備課都市計画第2係
- ☎24-1719 (直通)
- ◎用途地域内の建築物の建築制限について
- 都市整備課建築係
- ☎24-1759 (直通)

# 民生児童委員・おおずの女性

## おおずの女性

〜輝いてろく〜

Vol.71

### 第10期 おおず女性塾生を募集します

大洲市では、活力あふれるまちづくりを進めるための人材育成と、いきいきとした男女共同参画社会づくりを目的として、女性の学習機会を設けています。環境問題や福祉、大洲市議会などの学習や、男女共同参画に関する活動を行います。ぜひご参加ください。

【募集対象】  
市内在住の女性で講座に参加できる人

※第9期までの塾生を除く  
【学習期間】  
平成23年5月〜平成25年3月  
【定員】20人  
※申し込み多数の場合は、抽選  
【申込期限】4月28日(木)  
【申込方法】  
企画調整課までご連絡ください。申込書をお送りします。  
【問い合わせ先】  
企画調整課男女共同参画係  
☎②④ 1728 (直通)

毎年5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。

### 「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

民生委員・児童委員は、地域の住民ニーズに応え、安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、いろいろな活動を行っています。

気軽にご相談ください。  
※各地域の民生委員・児童委員については、「広報大洲1月号」をご覧ください。

■民生委員・児童委員は、次のような活動をしています。  
◇地域のみなさんの相談相手です  
みなさんの悩みや心配ごとに関する相談を受け、解決に向けて助言やお手伝いをします。

相談したいと思っている人や支援を求めている人の中には、相談をしたくても「どこに」、また「誰に」相談したらよいのか分からないという人がいます。地域の民生委員・児童委員にお

◇福祉情報をお知らせします  
たくさんの方が福祉サービスを利用できるように福祉情報をお知らせします。

◇福祉のアンテナを立てています  
地域に住んでいるみなさんの福祉に関する問題や要求、期待をキャッチします。

◇専門機関を紹介できます  
その場で解決できない場合もあります。そのときは専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。

◇みなさんと行政を結ぶパイプ役です  
誰もが安心して生活でき

## 住宅用火災警報器の設置は 5月31日までに!

火災が発生した時には、目で見たり、臭いで感じたりして気付くことが多いと思います。しかし、就寝中や作業をしているときなどは、火災に気付くのが遅れてしまうことがあります。そこで、家庭での火災の発生をいち早く感知し、知らせる装置が住宅用火災警報器です。

この警報器は、火災を予防するものではなく、火災の発生をいち早く知らせ、逃げ遅れを減らすものです。いざという時のために、設置・点検をお願いします。

○設置が義務付けられている場所  
寝室および2階以上に寝室がある場合は、階段上部の天井または壁に設置します。

#### ○警報器の種類

煙を感知するもの、熱を感知するものがあります。寝室や階段には煙を感知する火災警報器の設置が義務付けられています。なお、台所には設置の義務はありませんが、設置する場合は熱を感知するものがお勧めです。

#### ○販売場所

ホームセンターや電気店などで販売されています。

#### ○設置期限

平成18年6月以降に新築された住宅は、設置がすでに義務付けられています。既存の住宅には、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器をまだ設置されていない場合は、早めの設置をお願いします。すでに設置されているご家庭では、警報器の点検をお勧めします。

※消防署や市役所の職員などが直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売にはご注意ください。

